

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第7 事業の申請等</p> <p>農地整備事業に係る申請及び採択については、次のとおりとする。なお、第2の2の実施計画等策定事業及び第2の3の農村環境計画策定事業に係る申請及び採択については、それぞれ農村振興局長が別に定めるところによる。</p> <p>1 都道府県知事は、農地整備事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を、<u>農村振興局長が別に定める期日</u>までに、事業採択申請書、事業計画概要書、整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第7 事業の申請等</p> <p>農地整備事業に係る申請及び採択については、次のとおりとする。なお、第2の2の実施計画等策定事業及び第2の3の農村環境計画策定事業に係る申請及び採択については、それぞれ農村振興局長が別に定めるところによる。</p> <p>1 都道府県知事は、農地整備事業を実施しようとするときは、<u>農村振興局長が別に定める場合を除き</u>、当該事業の採択を<u>希望する年度の前年度の11月末日</u>までに、事業採択申請書、事業計画概要書<u>（法に基づき事業を行う場合に限る。）</u>、整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。